

# 若年者自立支援に係る主な実績及び実施計画

新潟労働局職業安定課

## 1. 就職支援ナビゲーター（若年者支援）等を活用した就職支援の充実

- ・新潟・長岡・上越・新発田・新津・巻・村上の各安定所に配置された「就職支援ナビゲーター（若年支援）」により、予約制の就職相談を実施。
- ・求人開拓、面接指導、応募書類の作成指導等により、早期の常用就職を目指すもの。

◎フリーターの常用雇用者数\_実績

☆平成 23 年度\_目標数

年 度	常用雇用者数
21	5,006人
22	5,469人

年 度	常用雇用者数
23	5,500人

## 2. 若年者トライアル雇用制度を活用した就職促進

- ・40歳未満のフリーター等若年求職者、新規学卒就職未内定者等を試行的に雇用（原則3ヶ月）し、その間、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用移行を目指す制度。
- ・トライアル雇用を実施した企業には、月額4万円を最大3ヶ月間支給。

◎実 績

年 度	開始者数	トライアル終了者数	常用雇用移行者数	常用雇用移行率
20	1,990人	1,828人	1,460人	79.8%
21	1,765人	1,778人	1,428人	80.3%
22	2,251人	1,779人	1,392人	78.2%

☆平成 23 年度\_目標数

開始者数	1,630人
常用雇用移行率	80.0%

## 3. 若年者等正規雇用化特別奨励金制度を活用した就職促進

（施行期間：平成21年2月6日から平成23年度末まで）

- ・年長フリーター等（25歳以上40歳未満）を直接雇用型、トライアル雇用型、有期実習訓練修了者雇用型等により正規雇用した場合に奨励金を支給し雇用機会の確保を図る制度。（トライアル雇用活用型は、平成22年12月1日以降の就職より加減年齢を撤廃）
- ・採用内定取消しを受けた方の就職を促進するため、「内定取消し雇用型」もあり。
- ・中小企業には、100万円、大企業には50万円を支給。

◎実 績

☆平成 23 年度\_目標数

年 度	就職者数
20	41人
21	301人
22	369人

就職者数	794人
------	------

#### 4. 新卒者就職実現プロジェクト事業を活用した就職促進

(施行期間は、平成22年9月24日から平成23年度末まで)

- ・新卒者就職実現プロジェクト（3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金）は、卒業後3年以内の既卒者の雇用を拡大することを目的とした制度。
- ・3年以内既卒者（新卒扱い）奨励金  
正規雇用後から6か月後に100万円を支給
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金  
有期雇用期間（3か月）：月額10万円  
正規雇用から3か月後：50万円
- ・3年以内既卒者育成奨励金  
有期雇用期間（6か月）：月額10万円  
座学等に要する経費（3か月）：月額上限5万円  
正規雇用から3か月後：50万円

◎実績

制 度	就職者数
3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金	80人
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	400人
3年以内既卒者育成支援奨励金	0人

☆平成23年度\_目標数

制 度	就職者数
3種の奨励金 合計	600人

#### 5. ジョブクラブ（就職クラブ）事業

年長フリーター等が相互に交流する場を設け、あせりを解消し、自信を取り戻し、参加者の就職意欲を高めることができるようにした上で、フリーター等の就職成功体験の紹介や効果的な就職活動のためのノウハウの習得、適切な職業選択についてのセミナー等を実施する事業。（平成21年度から民間委託により実施）

◎実績

年 度	開催回数	参加者数	就職者数
21	4回	55人	28人
22	4回	43人	26人

☆平成23年度\_開催予定数

開催回数	参加者数
4回	52人

7/27より開始

#### 6. 緊急人材育成支援事業（基金訓練）の実施

(平成21年7月15日から施行)

雇用保険を受給できない離職者（雇用保険の受給を終了した者も含む）に対して、専修学校等が中央職業能力開発協会から訓練実施計画の認定を受けて職業訓練を実施するもの。

◎実績

年 度	受講者数	訓練終了3か月後の就職率
21	866人	53.6%
22	3,853人	64.7%

☆平成23年度\_目標数

訓練終了3か月後の就職率	60.0%
--------------	-------

若年者の雇用を支援する奨励金制度一覧

新潟労働局職業安定課

制度の種類	3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	3年以内既卒者育成支援奨励金	若年者等トライアル雇用事業	若年者等正規雇用化特別奨励金
制度の概要	3年以内の既卒者を原則3か月の有期雇用で採用し、その後の正規雇用へつなげる制度 (平成23年度まで)	大学等を卒業後3年以内の既卒者を対象とした求人枠を積極的に設け、3年以内の既卒者を正規雇用する制度 (平成23年度まで)	6ヶ月間有期雇用し、その間に座学等研修を行い、その後の正規雇用へつなげる制度 (平成23年度まで)	若年者を原則3か月の有期雇用で採用し、求職者及び求人者の相互理解を図り、その後の常用雇用へつなげる制度	年長フリーター等の安定就労者について、早期に安定雇用を実現する制度。 *直接雇用型、トライアル雇用活用型、有期実習型訓練修了者雇用型、内定取消し型（平成23年度まで）
対象者となるための主な要件  若年者等正規雇用化特別奨励金の「有期実習型訓練修了者雇用型」を除きハローワークでの求職登録及び職業紹介が必要です。 なお職業紹介は、安定所長が各種制度を経ることが必要であると認めた場合に行います	<u>年齢</u> 40歳未満  <u>その他</u> ① 平成21年3月1日以降の新規学卒者 ② 同一の事業主の下で正規雇用され引き続き1年以上雇用保険被保険者であった期間がない者 等	<u>年齢</u> 40歳未満  <u>その他</u> ① 平成21年3月1日以降の新規学卒者（大学生等に限る） ② 同一の事業主の下で正規雇用され引き続き1年以上雇用保険被保険者であった期間がない者 等	<u>年齢</u> 40歳未満  <u>その他</u> ① 平成21年3月1日以降の新規学卒者 ② 同一の事業主の下で正規雇用され引き続き1年以上雇用保険被保険者であった期間がない者 等	<u>年齢</u> 40歳未満  <u>その他</u> 学卒未就職等、職業経験のない者、経験のない職種または業務に就くこと希望する者、過去の相当期間において短期間の就業及び転職を繰り返していたが安定した就業を希望する者 等	◎直接雇用型 <u>年齢</u> 25歳以上40歳未満 <u>その他</u> 雇入れ日前1年間に雇用保険の被保険者でないこと 等 ◎トライアル雇用活用型 <u>年齢</u> トライアル雇用開始時の年齢が25歳以上40歳未満 <u>その他</u> トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の被保険者でないこと 等 *他の採用型は省略
奨励金の支給金額等	・月額10万円（3か月上限） ・正規雇用後3か月経過後に50万円	・正規雇用後6か月経過後に100万円 (1事業所当たり1回限り)	・有期雇用期間月額：10万円 ・座学に要した経費：最大15万 ・正規雇用後3ヶ月経過後50万円	月額4万円（3か月上限）	中小企業100万円 大企業50万円 ・6か月経過後1/2 ・1年6か月経過後1/4 ・2年6か月経過後1/4
平成22年度支給実績	【平成22年9月24日施行】 400人	【平成22年9月24日施行】 80人	【平成22年11月26日施行】 0人	開始者2,251人 常用移行1,392人	369人